

## 鳥取市全市一斉清掃 FAQ

～みなさまから寄せられるよくあるご質問と回答をご案内します～

### 1 全市一斉清掃について

Q：全市一斉清掃について教えてください

A：全市一斉清掃は、美しく住みよいまちづくりのため鳥取市市民運動推進協議会が実施している事業で、町内会をはじめとする皆さんにご協力いただき、公園・空地・道路の清掃や河川の草刈りなどを行っています。鳥取地域では毎年春・秋の2回、支所地域では各地域で決められた日にこの一斉清掃を行っています。

### 2 全市一斉清掃の実施の判断について

#### 天候による実施の判断

Q：清掃日が雨天の予報です。実施の判断はいつ行いますか

A：天候による実施の判断は、各町内会でご判断いただきますようお願いいたします。  
中止、もしくは延期をされる場合は協働推進課までご連絡をお願いします。

※台風等で実施が極めて困難と判断した場合は、事前にホームページ等でご案内します。

#### 新型コロナウイルス感染拡大に伴う実施の判断

Q：新型コロナウイルス感染拡大時に一斉清掃は実施しますか

A：鳥取市における鳥取県版新型コロナ警報の発令状況により中止の判断を行います。  
ただし、当協議会が中止と判断した場合でも、町内会の判断で清掃を実施いただく場合は、ごみの回収を行います。  
実施の際は、マスクの着用、3密を避ける、清掃参加者の把握等の感染症対策をお願いします。

※中止の基準は一斉清掃の実施毎に決定し、お知らせします。

なお、中止と判断した場合は、ホームページ等でご案内します。

#### 【ホームページのご案内】

- 鳥取市市民運動推進協議会（鳥取市自治連合会内）  
<http://chiiki.city.tottori.tottori.jp/tottori-jichiren/shimin.html>



### 3 ごみの分別について

Q：ごみはどのように分別したらよいですか

A：ごみの種類によって下記のとおり分別をお願いします。

①燃えるもの（草など）・・・全市一斉清掃ポリ袋に入れてください。 ※1・3

②燃えないもの（小型破碎ごみ、プラスチックごみ、ビン、缶など）

・・・種類ごとに分け、全市一斉清掃ポリ袋に入れてください。 ※1・3

③汚泥（側溝の泥など）・・・雑袋（土のう袋）に入れてください。 ※2・3



全市一斉清掃用ポリ袋・雑袋（土のう袋）の口は必ず縛ってください。



※1：全市一斉清掃ポリ袋は、可燃用・不燃用などの区別をしていません。ごみの種類でポリ袋を分けて分別をお願いします。全市一斉清掃ポリ袋以外の袋では回収できません。

※2：汚泥の袋に入れる量は、半分程度にしてください。重すぎると回収が困難になります。

※3：全市一斉清掃ポリ袋・雑袋（土のう袋）は必ず事務局から配布しているものを使用してください。

Q：袋に入らないごみはどうしたらよいですか

A：ごみの種類によって下記のとおり対応をお願いします。

①木の枝等・・・50 cm以下に切ってください、ひもで縛ってください。

②その他の袋に入らないごみは、大型ごみとなるため回収できません。



Q：回収できないごみはありますか

A：家庭ごみ、古タイヤ、バッテリー、あぜシート、大型ごみ等は回収できません。

また、清掃中に不法投棄物を発見された場合は、ごみを動かさないでください。

すぐに不法投棄されていた場所の管理者、もしくは各地域の不法投棄監視員にご報告いただきますようお願いいたします。

Q：古い一斉清掃ポリ袋があるのですが、使ってもよいですか

A：旧一斉清掃ポリ袋が残っている場合は古いものから順に使用してください。

ただし、経年劣化等で袋の状態が悪くなっている場合は、使用しないでください。

### 4 一斉清掃ごみ集積場所について

Q：一斉清掃で出たごみはどこに捨てたらよいですか

A：各町内会で決められた一斉清掃ごみ集積場所に集積してください。それ以外の場所に集積いただいても回収はできません。

集積場所は、普段のごみステーションとは異なる場合があります。

集積場所がご不明な場合は、町内会長様にご確認いただくか、協働推進課までご連絡ください。

Q：集積場所を変更したいのですが、どうしたらよいですか

A：協働推進課までご連絡をお願いします。

集積場所をごみステーションとする場合は、家庭ごみと区別ができるようご対応をお願いします。

## 5 ごみの回収について

Q：全市一斉清掃で出たごみはいつ回収されますか

A：全市一斉清掃後のごみ収集は、家庭ごみとは別に収集を業者に委託しており、原則、清掃後2週間の間に順次収集することとしています。具体的な日時はお伝えができませんので、ご了承ください。2週間経過しても収集がされない場合は、協働推進課までご連絡ください。

Q：ごみを出し忘れて、集積場所のごみも既に回収されています。再度回収できませんか

A：ごみの回収は、春と秋の各一斉清掃で1町内会につき1回ずつとしております。清掃いただいたごみは、必ず清掃日のうちに指定の集積箇所に出していただき、出し忘れ等がないようご注意ください。回収後に出されたごみは各町内会で処理をお願いします。

Q：汚泥の回収は、春と秋2回できますか

A：汚泥の回収は、春の一斉清掃のみとさせていただきます。



## 6 清掃日の変更について

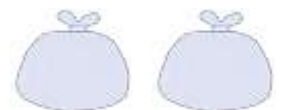
Q：清掃日を変更して実施する場合は、どうしたらよいですか

A：前もって変更される場合は、実施予定日の10日前までに協働推進課までご連絡をお願いします。天候不良等により急遽変更される場合は、延期日が決まり次第ご連絡をお願いします。なお、清掃日を変更される場合のごみの回収は、各月の3週目～4週目の期間に行います。

## 7 ごみ袋等の配布について

Q：全市一斉清掃ポリ袋・雑袋（土のう袋）が足りません。

A：全市一斉清掃ポリ袋・雑袋（土のう袋）が不足している場合は、鳥取市市民運動推進協議会事務局（鳥取市自治連合会内）もしくは協働推進課でお渡しをします。※お渡しには、別途申請書に必要事項をご記入いただく必要があります。



### 【お問い合わせ先】

鳥取市市民運動推進協議会事務局（鳥取市自治連合会内）  
鳥取市富安2丁目104-1（鳥取市高齢者福祉センター内）  
☎ 0857-20-0100

※ごみの回収・集積場所の変更について  
鳥取市市民生活部協働推進課  
鳥取市幸町71番地  
☎ 0857-30-8177